

■令和2年7月16日の審査会合における指摘事項の回答

No.	指摘事項	ページ
1	【第6章放射性廃棄物管理、第7章放射線管理】 放出管理用計測器等の機能維持の方法について、これらの設備が規定されている条文においても、施設管理の条文においても、当該設備に係る機能の維持が明確に記載されておらず、保安規定審査基準に定める内容の確認ができないことから、保安規定においてこれらの機器の機能維持を行うことを明確に位置付けること。	1
2	【第8章施設管理】 設計管理及び作業管理を個別条文とせずに、第119条の「7.保全の実施」の中に位置付けているが、保全の実施は保全計画に基づいて実施するものであるところ、現状の記載では、新規施設に対する設計管理や作業管理を行う前に保全計画を算定する必要があるため、設計管理や作業管理を保全の実施の中でできるのか確認し、整理して説明すること。	2

審査会合における指摘事項の回答(No. 1)

指摘事項

放出管理用計測器等の機能維持の方法について、条文において明確な記載がなく、保安規定審査基準に定める内容の確認ができないことから、保安規定上に明確に位置付けること。

回答

○放出管理用計測器等の機能維持を行うことを明確に位置づけるよう、第8章施設管理の第119条 3. 保全対象範囲に追加する。第2編についても同様とする。

変更前	変更後
<p>第119条 (中略)</p> <p>第8章 <u>施設管理</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号)(以下、「省令62号」という。)」に規定される設備(2号炉)</p> <p>(4) <u>原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書</u>で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備(3号炉)</p> <p>(5) 多様性拡張設備^{*1}(3号炉)</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p><u>(7) その他自ら定める設備</u></p> <p>(中略)</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>a. 点検計画(6.1参照)</p> <p>(中略)</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第119条 (中略)</p> <p>第8章 <u>施設管理</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号)(以下、「省令62号」という。)」に規定される設備(2号炉)</p> <p>(4) <u>原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書</u>で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備(3号炉)</p> <p>(5) 多様性拡張設備^{*1}(3号炉)</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p><u>(7) 第102条(表102)に定める放出管理用計測器および第114条(表114)に定める放射線計測器類</u></p> <p><u>(8) その他自ら定める設備</u></p> <p>(中略)</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>a. 点検計画(6.1参照)</p> <p>(中略)</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(以下、省略)</p>

審査会合における指摘事項の回答(No. 2)(1/3)

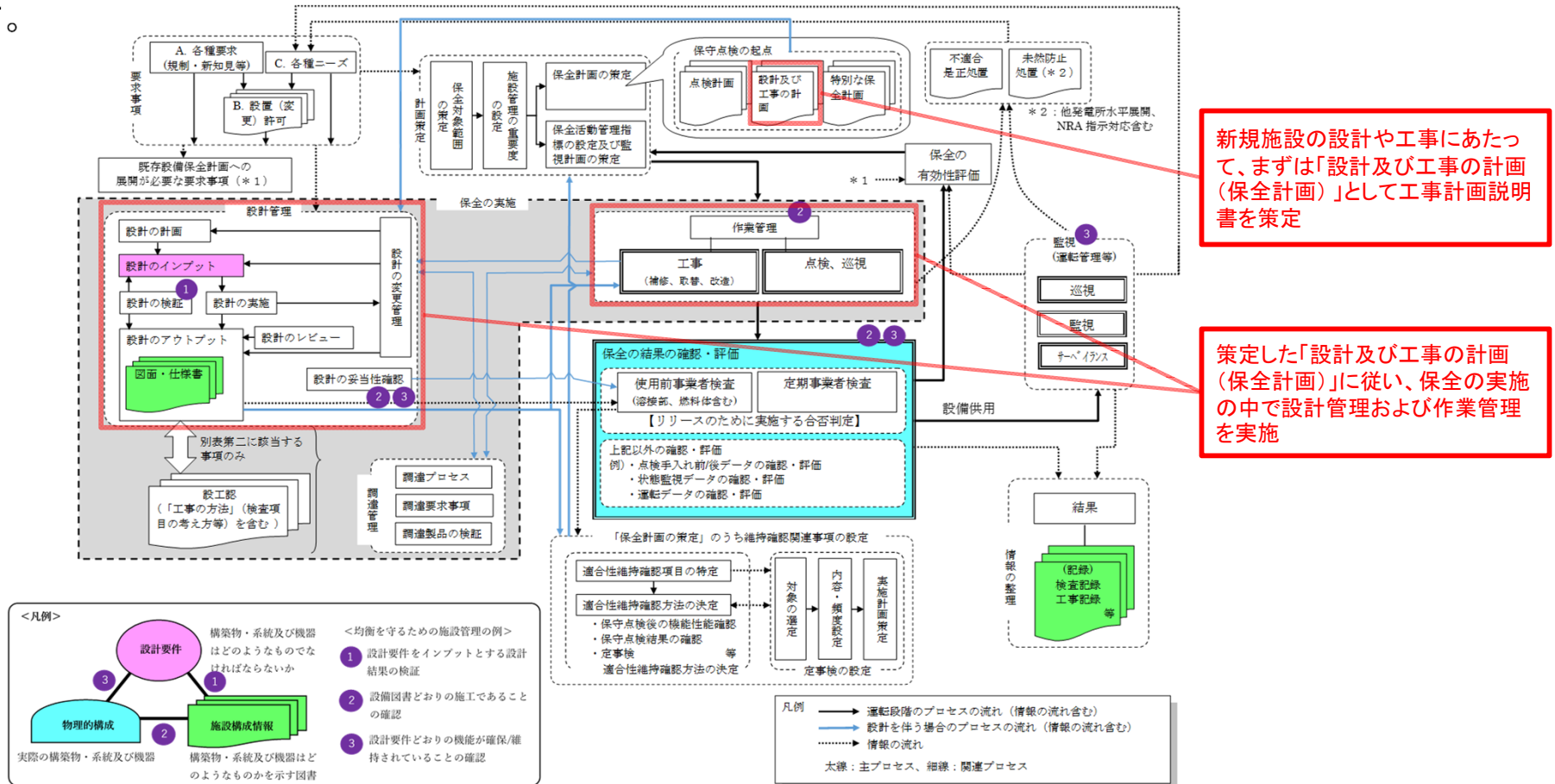
指摘事項

保全の実施は保全計画に基づいて実施するものであるところ、新規施設に対する設計管理や作業管理を保全の実施の中でできるのか確認し、整理して説明すること。

回答

○新規施設の設計や工事を実施する場合には、あらかじめその方法、実施時期および法令手続きの要否等を定めた「設計及び工事の計画(保全計画)」を策定する。(四国電力の場合、工事計画説明書を作成する。)

○この保全計画に従って保全の実施の中で設計管理および作業管理(工事)を行うこととなる。実際の活動プロセスを次ページに示す。

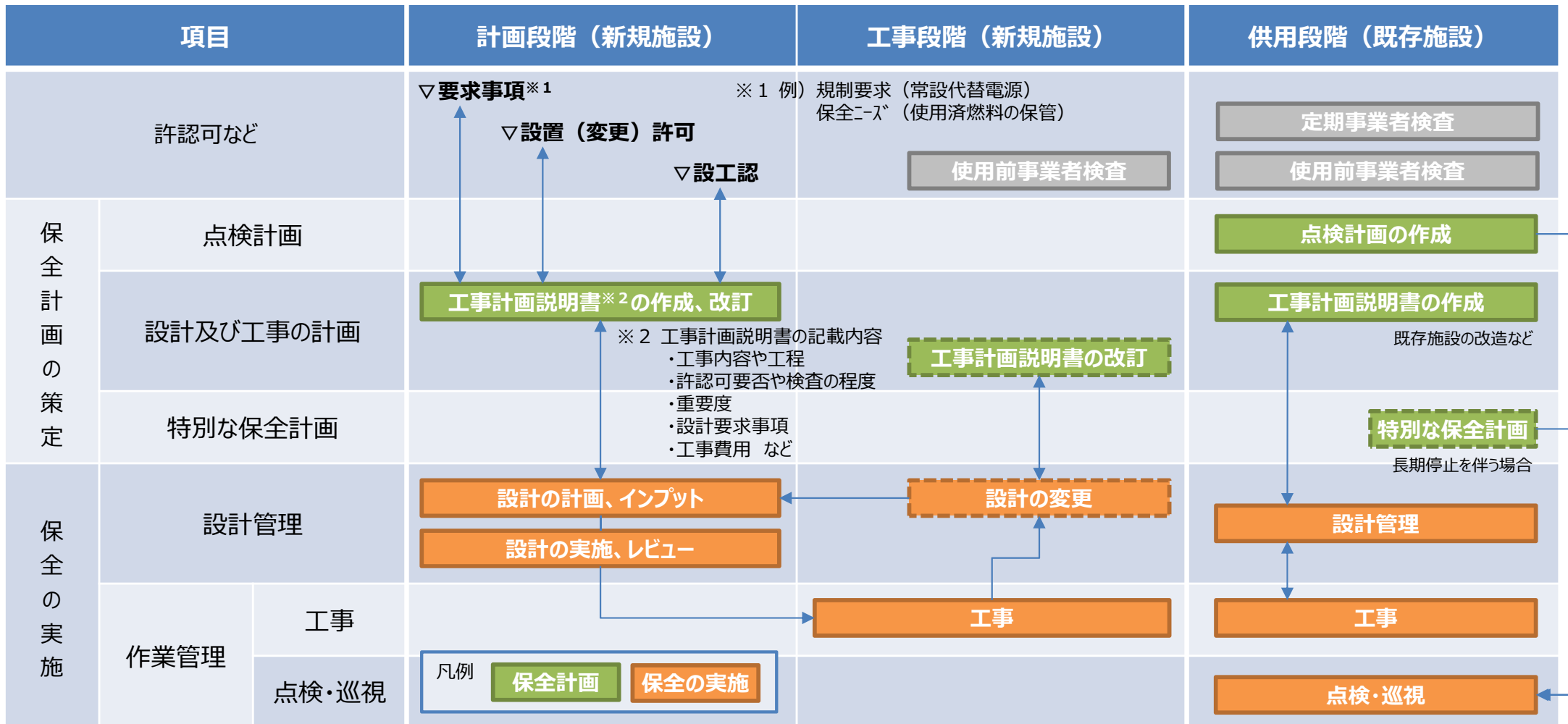


審査会合における指摘事項の回答(No. 2)(2/3)

回答(続き)

- 新規施設の活動プロセスは「設計及び工事の計画(四国電力の場合、工事計画説明書の作成)」が起点となる。
- 「設計及び工事の計画」は、設計の進行や工事の進捗に応じて適宜改訂し、必要な「要求事項」や「設計の計画、インプット」を「設計及び工事の計画」にフィードバックする。このように、保全計画の策定と保全の実施の中の設計管理および作業管理の活動プロセスは同時並行的に実施することとなる。

施設管理の活動プロセス(四国電力の例)



審査会合における指摘事項の回答(No. 2)(3/3)

回答(続き)

○その後、保全の有効性評価結果(新規施設の場合は工事結果)を踏まえて、「点検計画(保全計画)」を策定し、作業管理(点検、巡視)を行い継続的な保全を実施する。既存施設の保全は主として本プロセスを実施することとなる。

○既存施設と新規施設の保全計画の策定範囲を下表に示す。

既存施設と新規施設の保全計画の策定範囲

項目		既存施設	新規施設	備考
保全計画 前提 策定の	保全対象範囲	○	○	
	施設管理の重要度	○ (保全重要度)	○ (設計及び工事の重要度)	
	保全活動管理指標	○	○	工事単位ではなく、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標の目標値、監視項目、監視方法、監視計画を恒常的に策定
保全計画 の 策定	点検計画	○	—	保全方式を選定し、点検の方法、実施頻度、実施時期を定めた点検計画を策定
	設計及び工事の計画	○ (既存施設の改造など)	○ (新規施設の設置など)	
	特別な保全計画	○	—	地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合